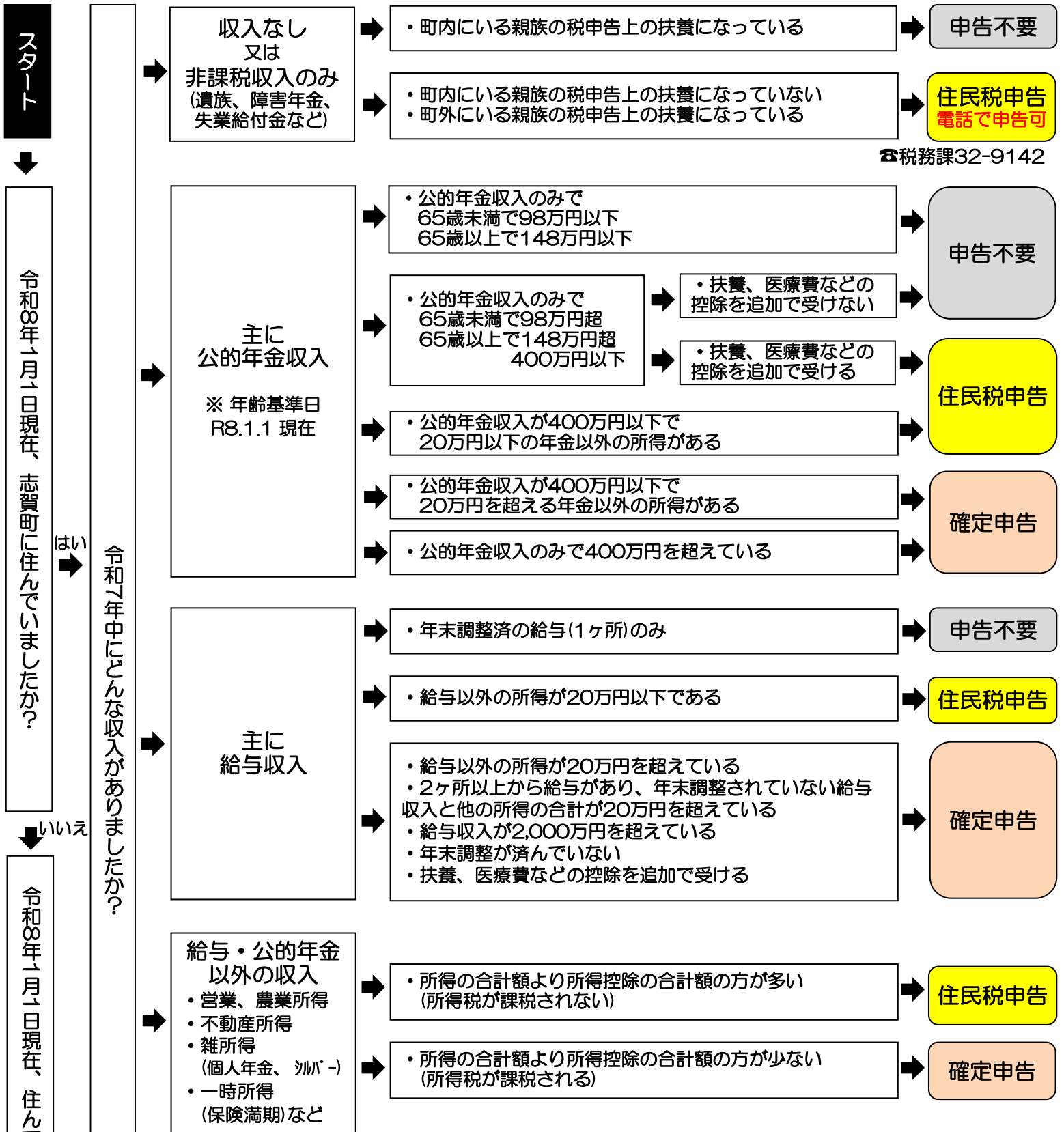


申告フローチャート

このフローチャートは、「確定申告」「住民税申告」「申告不要」を判断する目安です。申告者の状況によって、必ずしも当てはまらない場合があります。ご不明な点は、お問い合わせください。



※「住民税申告」「申告不要」の場合でも、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、「確定申告」が必要です。

ご注意ください

上記収入の種類を問わず、下記の申告をする人は税務署又はe-Taxで確定申告してください。★町の申告相談では受付できません。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ①青色申告をする人 | ⑥相続等生命保険年金の申告をする人 |
| ②収入1,000万円以上の事業所得がある人 | ⑦初めて住宅ローン控除の申告をする人 |
| ③土地や家屋を売った申告をする人 | ⑧雑損控除の申告をする人(計算書の準備がない人) |
| ④株の売買や先物取引の申告をする人 | ⑨過去の年分の申告をする人 |
| ⑤山林所得の申告をする人 | ⑩亡くなった人の確定申告をする人 |

★税務署又はe-Taxで確定申告した人は、住民税申告は不要です。